

	生活支援体制整備等協議会	障がい者等虐待防止・差別解消推進協議会	要保護児童対策地域協議会	多職種連携推進協議会	東海市社会福祉法人連携協議会
開催回数 (開催月)	年3回(6月、10月、2月)	年1回(2月)	【代表者会議】年2回(7月、3月) 【実務者会議】月1回	年2回(7月、2月)	R6.12月・R7.2月・4月・6月、以降協議内容により実施回数・期間を決定
主管課	社会福祉課	社会福祉課	こども課	高齢者支援課	社会福祉協議会
設置目的	・介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第2項第5号に規定する自立した日常生活の支援に係る体制の整備を推進し、定期的な情報の共有・連携を強化する ・孤独・孤立対策推進法(令和5年法律第45号)第15条第1項に規定する孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び強化をするため、孤独・孤立対策地域協議会の機能を兼ねる	・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)並びに障害を理由とする差別解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に基づき、保健、医療、福祉等の関係機関が高齢者・障がい者虐待の早期発見、早期対応及び発生防止の体制づくり並びに障がい者を理由とする差別を解消するための取り組みを行う	・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図る	・介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の48に基づき、地域支援事業が効率的に実施され、医療と介護・福祉の多職種連携を図り、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する ・誰もが主役となり、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域包括ケアシステム構築に向けて、多職種から構成される地域ケア会議として開催する	・平成28年改正の社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組み」の実施に関する責務規定が創設された。 それを踏まえた上で、当協議会は東海市内の社会福祉法人が、その強みを生かし、連携することにより、日常生活または社会生活上の支援を必要とする者に対して、福祉サービスを積極的に提供するなど、東海市内の地域福祉の向上を目指すことを目的とする。
参加機関等	【委員】 学識経験者(日本福祉大学) 高齢者相談支援センター 障がい者相談支援センター (高齢、障がい) 東海市民生委員・児童委員連絡協議会 地域支えあい活動登録団体 とうかい防災ボランティア・ネット 孤独・孤立関係団体 東海市民生委員・児童委員連絡協議会 (主任児童委員) 東海商工会議所青年部 東海市社会福祉協議会	【委員】 東海市医師会 愛知県弁護士会半田支部 学識経験者(半田人権擁護委員協議会東海地区委員会、家族の会) 施設関係者(高齢、障がい) 東海市民生委員・児童委員連絡協議会 東海警察署 知多保健所 東海市社会福祉協議会 知多地域権利擁護支援センター 東海市障がい者相談支援センター 東海市	【代表者会議】 東海市、東海市教育委員会 東海市小中学校校長会 知多福祉相談センター 東海警察署 知多保健所 東海市医師会 半田人権擁護委員協議会東海地区委員会 東海市民生委員・児童委員連絡協議会 【実務者会議】 知多福祉相談センター 東海警察署、知多保健所 障がい者相談支援センター フェミニストカウンセリングなごや 青少年育成センター 東海市社会福祉協議会 東海市、東海市教育委員会	【委員】 東海市医師会 東海市歯科医師会 東海市薬剤師会 知多保健所 訪問看護ステーション 居宅介護支援事業所連絡協議会 高齢者相談支援センター 東海市民生委員・児童委員連絡協議会 東海市社会福祉協議会 障がい者相談支援センター 東海市	【構成】 東海市内に施設を有する社会福祉法人(参加は任意) 社会福祉法人大同宏緑会 重心施設 にじいろのいえ 社会福祉法人青山会 特別養護老人ホーム 東萌山苑 社会福祉法人檜櫻 特別養護老人ホーム レモンの樹東海 社会福祉法人さつき福祉会 社会福祉法人千寿会 ザストーリー東海 社会福祉法人東海 特別養護老人ホーム 東海の里 社会福祉法人福寿園 複合福祉施設木田の里 特別養護老人ホーム東海福寿園 社会福祉法人共育らの会 児童養護施設 晓学園 社会福祉法人あゆみの会 ドリームハウス 社会福祉法人健志会 特別養護老人ホーム セレナ東海 社会福祉法人清凉会 特別養護老人ホーム 東海清凉苑 社会福祉法人東海市社会福祉協議会
協議事項 (未実施の場合、検討内容等の予定)	「こどもの居場所と民間連携(社会的孤立におけるこどもへの支援)」について検討 (主な意見) ・こども食堂の立ち上げに苦労したが、地域の人たちと協働で運営できるようになった ・施設内の地域交流スペースで子どもたちの居場所の提供が可能 ・障がいのある方も、地域に暮らすひとりの人として、役に立てたり当たり前に過ごせたりできる場があると良い ・商工業者にも声掛けをして協力者の呼びかけをしても良いのでは ・こどものやりたいことは、大人が考えるだけなく、こどもに聞く必要がある ・特別養護老人ホームで地域の方がサロンをやっているが、夕方からは空くため、そのスペースを活用し、4月からじじばばこども食堂をやろうと企画中。 ・エリアが同じで不登校の子が気まずいならば、離れた場所の法人に来てもらうなど、協力できることがあれば協力したい ・夜間の利用となると、行き来の安全性を考えると難しいかもしないが、選択肢が広がるのは良い。	障がい者等の虐待防止及び差別解消にむけての方策等を協議予定 ①障がい者・高齢者の虐待把握状況について ・当該年度の受付件数や対応状況についての報告及びその内容についての検討 ②障がい者差別解消状況について ・障がい者差別に関する相談件数の報告及び市民等への理解・周知方法の検討 ③障がい者等虐待事例についての報告及び検討 ・事例を通しての地域資源、人材、課題等の協議 ④虐待防止等を目的とした事業について ・市民への周知、制度の理解を深める研修会、虐待予防につながる事業の取組を報告 その他、担当者会議を年3回開催	【代表者会議】 ・前年度の相談内容・件数についての報告 ・実務者会議におけるケースの報告、検討 【実務者会議】 ・要保護児童のケースについての報告、検討 ・措置児童ケースの報告	・東海へいしゅうくんネットワークの推進において、「災害時連携システム」の円滑な運用に向けた部会を4回開催し、意見交換・聴取を行った <部会員メンバー> 医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護、ケアマネジャー、病院医療連携室、 障がい者支援センター、医療ケア児関係、 介護保険施設、保健所、民生委員、地域包括、 在宅医療・介護連携サポートセンター、 行政(社会福祉課、防災危機管理課、国保課、こども課、健康推進課、高齢者支援課) ・第2回本協議会において部会での活動報告及び令和7年度の取組み等について協議した (主な意見) ・へいしゅうくんネットワークについての認知度が低い ・民生委員は、へいしゅうくんネットワークに触れることがないため、知る機会が少ない ・協議会以外の事業所にも課題の共有や検討の機会があるといい ・発災後の動きにおいて、情報の備え(伝達方法等)をイメージしておくことが大切である ・誰が要援護者として登録していくのかが課題である	活動内容 (1) 地域の実情に応じた社会福祉サービス (2) 災害対応力の強化 (3) 人材採用強化と育成 (4) 経営基盤の強化 (5) 行政や他機関等との連携 (6) その他 令和6年11月1日発足。令和6年12月～令和7年6月までは、各法人の防災に関する取り組みについて話し合いを行っていく予定。

講演会等名	100人会議	ひきこもり支援に関する講演会	障がい者等虐待防止・差別解消啓発研修会
該当施策	重点項目:災害に備えた福祉の体制づくり	基本目標2 施策4 推進項目4-1 基本目標3 施策8 推進項目8-3	基本目標2 施策4 推進項目4-2
日時	令和7年2月8日(土)14:00-16:15	令和6年10月26日(土)13:30~16:00	令和6年12月20日(金)10:00~11:30
場所	勤労センター 多目的ホール	しあわせ村保健福祉センター2階講義室	商工センター 4階大会議室
参加人数	122名	37名	65名
参加者所属等 内訳	医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、柔道整復師、事業所(介護・障がい)、民生委員・児童委員、ボランティア団体、一般市民 等	市民	東海市職員、市内障がい者・高齢者福祉・介護事業所従事者
内容	<p>タイトル: 災害に備えた福祉の体制づくり</p> <p>内容: 講師による講演の後、フロアでの意見交換、その後パネルディスカッションで東海市の取り組みを報告し、最後まとめを行った</p> <p>講師: 輪島市役所福祉課 羽村龍氏</p> <p>パネリスト: 東海市医師会 久野一典氏 東海市社会福祉協議会 吉村清香氏 防災危機管理課 早川昌毅氏</p> <p>コーディネーター: 日本福祉大学学長 原田正樹氏</p>	<p>タイトル: こどもからの自立 親からの自立 ~それぞれの心を守る距離感とは~</p> <p>内容: ひきこもり経験者が、当時の感情などを振り返りながら語ることで、ひきこもり当事者とその家族の互いの自立や、心を守る距離感を考え、ひきこもりに対する理解を深める</p> <p>フィッシュボール形式 登壇者 一般社団法人hito.Toco 代表理事 宮武 将大氏 長岡崇徳大学 客員教授 斎藤 まさ子氏 特定非営利活動法人才レンジの会 代表理事 山田 孝介氏</p>	<p>タイトル: 高齢者・障がい者の虐待・差別をなくすためできること</p> <p>内容: 高齢者・障害者虐待防止法及び差別解消法を念頭に置き、弁護士から講演を聞く。 差別と虐待を考える際は、いずれも本人の尊厳を軸に考える必要がある。保護の主体ととらえるのではなく、権利の主体として本人を捉える必要性を学んだ。</p> <p>講師: 関哉 直人(関哉法律事務所代表弁護士)</p>
次年度以降の 予定	2月に居場所づくりをテーマとして実施予定。	来年度も実施予定。	来年度も同様に実施予定。
主管課	社会福祉課	社会福祉課	社会福祉課

講演会等名	自殺予防対策人材育成講座		自殺予防対策傾聴講座
該当施策	基本目標2 施策4 推進項目4-3	基本目標2 施策4 推進項目4-3	基本目標2 施策4 推進項目4-3
日時	①令和6年11月7日(木)13:30-15:00、 ②令和7年2月6日(木)13:30-15:00	令和6年12月26日(木)13:00-15:00	年間通じて5回実施(令和6年10月9日、16日、23日、30日、11月6日)
場所	大同特殊鋼株式会社 体育館	商工センター 3階中会議室	しあわせ村福祉団体活動室
参加人数	①50名 ②50名(推定)	8名	延べ124名
参加者所属等 内訳	大同特殊鋼株式会社職員	市内事業所関係職員	市職員
内容	<p>タイトル: ①「相手を怒らせないコミュニケーション術～感情をコントロールして上手に伝えるために」 ②「相手を怒らせないコミュニケーション術～感情をコントロールして上手に伝えるために」応用編</p> <p>講師: 宮崎 勝博(NPO法人コアカウンセリング支援協会理事長、(株)らくらくカウンセリングオフィス代表取締役</p>	<p>タイトル: 「こころを見る化して仕事や人生に生かす。 ～心の健康維持・向上のために～」</p> <p>講師: 宮崎 勝博(NPO法人コアカウンセリング支援協会理事長、(株)らくらくカウンセリングオフィス代表取締役</p>	<p>内容: 日頃の活動の疑問点解消と、傾聴のスキルアップを目的に開催。実践活動と講座を合わせ、グループ化を目指すもの</p> <p>講師: 宮崎 勝博(NPO法人コアカウンセリング支援協会理事長、(株)らくらくカウンセリングオフィス代表取締役</p>
次年度以降の 予定	愛知製鋼株式会社の職員対象に実施予定。	来年度も同様に実施予定。	来年度も同様に実施予定。
主管課	社会福祉課	社会福祉課	社会福祉課

講演会等名	ゲートキーパー研修	市民向け講演会	認知症フォーラム
該当施策	基本目標2 施策4 推進項目4-3	基本目標1 施策1 推進項目1-3	基本目標1 施策3 推進項目3-1
日時	令和6年12月5日(木)14:00-16:00	令和6年11月16日(土)14:00-16:00	令和6年9月8日(日)13:00-16:00
場所	商工センター 4階大会議室	しあわせ村 講義室	芸術劇場 多目的ホール
参加人数	25名	44名	165名
参加者所属等 内訳	市職員	一般市民	一般市民
内容	<p>内容: ゲートキーパー養成を目的とし、相談者の特性に応じた相談対応の取得と傾聴力を目指すもの。</p> <p>講師: 富田 美佐緒(カウンセリング うらら 代表・常勤カウンセラー)</p>	<p>タイトル: 人生100年時代の健康づくり・しあわせづくり ～科学的根拠に基づいた、東海市民にお届けする秘訣いろいろ～</p> <p>講師: 名古屋大学医学部附属病院先端医療医療開発部 部長・病院教授 水野 正明氏</p> <p>東海市民の健康、介護状況等の科学的データから、人生100年時代の健康づくり・しあわせづくりの秘訣(リスク低減、幸福感向上、社会参加、社会的ネットワーク推進、腸の健康、快眠、生物時計のリセット等)についての講演。</p>	<p>1 東海市における事業報告 ・東海市の取り組み 高齢者相談支援センター 田上弓美子氏 ・ケアラーズカフェ日向家の紹介 石川理恵子氏 ・家族の会の活動について 尾之内直美氏</p> <p>2 映画「オレンジ・ランプ」上映</p>
次年度以降の 予定	市内福祉関係事業所職員を対象に実施予定。	年に1回開催予定。	年に1回 アルツハイマー月間に開催予定。
主管課	社会福祉課	高齢者支援課	高齢者支援課

講演会等名	発達支援事業研修会(基礎研修)	発達支援事業研修会(応用研修Ⅰ・Ⅱ)	発達支援事業研修会(SV研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)
該当施策	基本目標3 施策8 推進項目8-2	基本目標3 施策8 推進項目8-2	基本目標3 施策8 推進項目8-2
日時	令和6年7月12日(金)13:30-16:30	I:令和6年8月2日(金)13:30-16:40 II:令和6年10月23日(水)13:30-16:40	I:令和6年10月3日(木)13:30-16:30 II:令和6年11月19日(火)13:30-16:30 III:令和6年12月20日(金)13:30-16:45
場所	市役所 302会議室、オンライン	I:しあわせ村 多目的ホール II:しあわせ村 講義室	I:商工センター 中会議室 II:しあわせ村 講義室 III:しあわせ村 多目的ホール
参加人数	61名	I:44名 II:46名	I:44名 II:27名 III:27名
参加者所属等 内訳	保育園、小規模保育所、幼稚園、小中学校、教員研修センター、児童館、児発・放デイ、児童クラブ、障害者相談支援センター、子育て支援センター、健康推進課等	保育園、あすなろ学園、小規模保育所、幼稚園、小中学校、教員研修センター、児童館、児発・放デイ、児童クラブ、障害者相談支援センター、子育て支援センター、健康推進課等	保育園、あすなろ学園、小規模保育所、小中学校、教員研修センター、児童館、児発・放デイ、児童クラブ、子育て支援センター、健康推進課等
内容	内容: 自閉症スペクトラム症の診断と支援 講師:愛知県尾張福祉相談センター 児童専門監 吉川徹氏 東海市の支援体制紹介 ・健康推進課 ・社会福祉法人さつき福祉会 カトレア ・学校教育課 ・東海市障害者相談支援センター	I 講義「保護者の理解と支援」 講師:梶山女学園大学人間関係学部心理学科教授 西出弓枝氏 講義「親子療育の家での支援から」 講師:あいち発達障害者支援センター 久保総子氏 II 講義「誰もが安心できる生活づくり～科学的根拠のある支援 ABAとTEACCHの活用～」、事例検討 講師:愛知県半田特別支援学校 教頭 坂入仁和氏	I 講義「障がい福祉に関するサービス 一障がい児支援のあり方と今後の展望」 講師:日本福祉大学教育・心理学部こども発達学科教授 渡辺頭一郎氏 II 講義「自閉スペクトラム症児の心の理解と支援」 講師:岐阜大学教育学部学校教育講座心理学コース教授 別府哲氏 III 講義・演習「スーパーバイザー演習」 講師:あいち発達障害者支援センター地域支援課 小松正明氏
次年度以降の 予定	実施予定。	実施予定。	実施予定。
主管課	こども課	こども課	こども課

講演会等名	発達支援事業研修会(フォローアップ研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)	
該当施策	基本目標3 施策8 推進項目8-2	基本目標2 施策6 推進項目6-3
日時	I:令和6年8月16日(金)9:30-15:00 II:令和6年10月21日(月)13:30-16:00 III:令和7年3月11日(火)13:30-16:45	令和6年4月～2月(34回)
場所	I:市役所 501会議室 II:市役所 501会議室 III:しあわせ村 多目的ホール	市内各会場(34か所)
参加人数	各16名	延べ2,160名
参加者所属等 内訳	保育園、あすなろ学園、児発・放デイ、障害者相談支援センター	企業職員、地域サロン、小学校・中学校、コミュニティ、民生・児童委員、団体
内容	I 講義「応用行動分析及び感覚統合の考え方を生かした支援の評価と支援情報の共有のためのツール」 演習「アセスメントに基づく支援情報共有シートの作成」 II・III 事例検討 講師:日本福祉大学教育・心理学部こども発達学科 教授 渡辺顧一郎氏 藤田医科大学保健衛生学部リハビリテーション学科作業療法評価学分野 助教 伊藤美保子氏	内容: 災害時、地域における要配慮者支援について
次年度以降の 予定	実施予定。	講義依頼により隨時実施予定。
主管課	こども課	社会福祉協議会

東海市社会福祉協議会
コミュニティソーシャルワーカー (CSW) 活動報告書 (R6.4月～12月)

◆コミュニティソーシャルワーカー（緑陽地区）

今年度より緑陽地区にコミュニティソーシャルワーカーを設置している。

	相談支援	参加支援	地域支援	ネットワークの構築	資源開発	研修	合計件数
緑陽	26	3	64	39	3	0	135
緑陽地区以外	82	21	18	21	0	0	142
市全域	0	3	12	35	12	13	75

(1) 相談支援・参加支援

日常生活における困りごとを抱えている人を必要なサービスや関係機関へつなぐ。

【つなぎ先】

地域共生こころんサポート事業（生活支援）	1
相談支援機関（包括支援センター、ケアマネジャー等）	8
福祉サービス・地域活動団体	5

【出張相談窓口 なんでも福祉相談所】

千鳥健康交流の家館長より依頼があり、6月～11月千鳥健康交流の家にて出張相談を実施。あわせて緑陽コミュニティセンターでも実施した。

実施場所	実施回数	相談者数
緑陽コミュニティセンター	6回	2人
千鳥健康交流の家	6回	10人

(2) 地域支援

緑陽コミュニティセンターや千鳥健康交流の家、地域のつどい場、地区内の福祉施設等に出向き、地域住民の声を聞く等、地域資源や地域生活課題の発見に努めた。伺った先での相談をサービスや活動などの地域資源とマッチングした。小中学校では福祉体験教室や、名和中学校の不登校支援サポートルームへ出向いた。

緑陽コミュニティセンター	18回
千鳥健康交流の家	3回
つどい場（サロン・ゴムバンド運動）	8回
福祉施設	4回
小・中学校	28回
その他	3回

(3) ネットワークの構築

相談から適切なサービスへつなぐことができるよう定期的にコミュニティの定例会や民児協へ参加しネットワークを構築している。名和中学校の不登校支援サポートルームとの関わりや、ここなパントリー事業、子どものつどい場事業等を通して子どもの課題が多様化していることが見えてきた。子どもの状況を把握するため小中学校へ相談し学校支援協議会、評議員会へ出席することとなった。

緑陽コミュニティ定例会	10回
名和地区民生委員児童委員協議会	7回
緑陽小学校支援協議会・名和中評議委員会	5回
名和地区2層会議	3回
行政と地域に関わる会議等	5回
個別ケース会議	2回
その他打ち合わせ等	7回

(4) 資源開発

個別支援から見える課題の解決に向けた新たなサービスや仕組みの開発。

包括支援センターより相談。自宅前に急こう配の坂があり、外出が少し大変になり、高齢で他者との交流も希薄になっている方。近くの公民館のサロン参加者と買い物支援バス運行に向け話し合いを行っている。

重層的支援体制推進事業

東海市社会福祉協議会

令和6年度4月～12月地域別意見交換会報告

3層エリアでコミュニティ単位に限定せず、住民、関係機関等と意見交換会を実施している。

地区	実施回数・延べ参加者数等	意見交換会のテーマと内容
緑 陽	1回(14人) サロン参加者	『買い物支援バス』 包括より高齢で他者との交流が希薄になっている方の相談あり、買い物を通じた社会参加の機会を希望され、支援バス実施にむけ地区のサロンにて話しあっている。
名 和	3回(17人) 北脇地区シニアクラブ・スポーツ推進委員	『北脇風土記を通じた地域の活性化』 昨年度作成した「北脇風土記」を活用して、北脇地区に住む住民の交流を目的としたウォーキング会について話し合い、6月8日にガイドウォーキングを実施した。
平 洲	4回(77人) 公民館、子ども会、民生・児童委員、町内会、星城大学、放課後児童クラブ、市会議員、保育園、幼稚園、重症児ディ、スポーツ推進委員、平洲コミュニティ、サロン世話人、SSW、行政関係課 等	『子ども・子育て支援について』地域情報の共有。 ・地域のイベント情報(スポーツ、ママすや、秋祭り、伝統芸能など)、運営の苦労ややりがいと必要性。 ・不登校児童の増加に伴う不登校の地域での居場所の必要性。 ・それぞれ行う事業をどの様に地域住民に伝えていくか。
明 倫	1回(6人) 自治会役員、住民	『買い物支援バス・外国人について』 半年間行った買い物支援バスの振り返りと共に生活する外国人についての聞き取りを行った。 買い物バスに関しては、外出機会と地域交流の機会となっている。 外国人に関しては、会社の寮として借り上げているケースが多く、親交はほとんどない。
船 島	1回(6人) 船島・姫島民生委員	『高齢者の見守り方』について R5.10より定期的に月1回程度、高齢者と要援護者配慮者の見守り活動を行っているが、実施方法と情報共有の仕方の検討。
大 田	3回(27人) 市民館、保育園、民生委員・児童委員、市民活動センター、住民、木田の里、コミ、町内会、行政関係課 SSW等	『子ども・子育て支援について』地域情報の共有。 ・障がいと認定されないグレーゾーンの子どもが増えている。 ・不登校児童の居場所があるとよい。 『災害に対する防災について』の対策 ・避難所の住民自治や防災倉庫の問題。 ・防災に関して、地域で取り組み連携していくたい。
横 須 賀	2回(19人) 日本福祉大学、横須賀中学校、行政関係課 SSW	『横須賀中学校不登校生徒』 横須賀中学校には不登校生徒が60人位おり、家庭の事情で食事が用意されず学校に来ない生徒もいる。給食だけでも食べに来れないかと水曜日だけ行っていた「横須賀ランチ」によって、他の日にも登校できる生徒が増え始めた。 今後は不登校生徒対象だけではなく、地域の子ども達を地域で育てることを目的に地域食堂を検討していく。

加木屋	3回(18人) 子育て支援活動団体 市民館	『ママのひとやすみについて』 加家で行われているママのひとやすみを加木屋市民館主催で行うことになり、関係者が詳細について話し合った。 開催日は 11/13・12/25・1/29
三ツ池	2回(20人) 加木屋地区民生委員、 東加木屋支えあい団体	『買い物バス実施について』 昨年度より、三ツ池地区の買い物バスについて検討中。既に買い物バスが動いている地区ではあるが、利用者に偏りがあることや運転手の高齢化、更なる活性化のためにリニューアルに向けて意見交換。6月よりリニューアルの形で東海福寿園ご協力のもと、開始が決定。意見交換会としては完結。 リニューアル後動きがない月もあったが中止することなく、継続している。
加木屋南	3回(27人) 加木屋南コミ自主防災会、行政関係課等	『加木屋南コミュニティの防災について考える』 加木屋南コミュニティ防災会メンバーを中心に加南コミュニティ内の自治会ごとの取り決めや現状や課題をテーマに話し合いを実施。自治会に対してアンケート調査を行い、今後も更に踏み込んだ調査や自治会単位への働きかけを行っていく。実際、アンケート調査はできず国から出ている調査を元に参考にした。 今までのたくさん課題が出た中で親子や子どもが一緒にできる訓練として検討していく。



東海市こども計画

令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）

こども・若者とその家庭をしあわせに



令和7年（2025年）3月

東海市

こども計画とは？

市のこども施策についての計画です

- 東海市こども計画は、国の『こども大綱』がめざす“こどもまんなか社会”を実現するための市の施策をまとめた計画です。
- こども・若者の権利が保障され、健やかに成長できるとともに、将来にわたって幸せに生活できることをめざして、必要な取り組みを進めていく計画です。

この計画の位置づけと期間

- この計画は、こども基本法に基づく「こども計画」です。
- また、幼稚園や保育所などで行うこどもの教育・保育をはじめ、地域子ども・子育て支援事業の実施目標を定める「子ども・子育て支援事業計画」です。
- 上記のほか、こども・若者の育成に関する計画、子どもの貧困対策の推進に関する計画などの内容を含む計画です。



- 【国】
- こども基本法
 - 子ども・子育て支援法
 - 次世代育成支援対策推進法
 - 子どもの貧困対策の推進に関する法律
 - 子ども・若者育成支援推進法

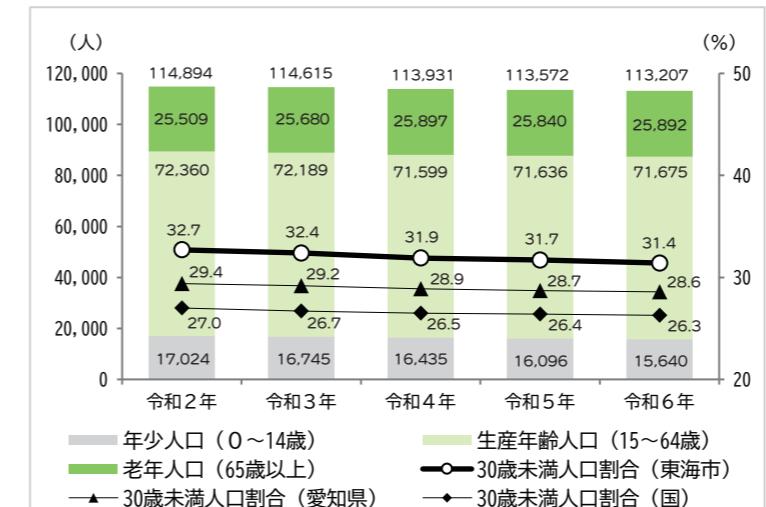
計画の期間



市の現状と課題

市の現状

年齢3区分別人口及び30歳未満人口割合の推移



出生数及び合計特殊出生率の推移



市の課題

①子ども・子育て支援事業の提供体制の充実

- 就労を希望する子育て世代の増加に伴い、保育園等への入所希望が増加しています。また、小学生の放課後の居場所として、放課後児童クラブの利用希望も増加しています。
- 子育て世代のニーズに応じた子ども・子育て支援事業の提供体制を充実していく必要があります。

②不安や困難を抱えるこども・若者への支援

- 将来に不安を感じているこども・若者はたくさんいます。また、実際に、社会生活を円滑に送れない状態になった経験があるこども・若者もいます。不安や困難を抱えるこども・若者へのきめ細かな支援の充実が必要です。

③こども・若者の視点に立った居場所づくり

- こども・若者からは、「勉強する場所」「スポーツやボール遊びなどができる場所」などの新たな居場所を希望する声が聞かれました。また、「体育館にエアコンがほしい」「月曜日も児童館を開館してほしい」など、既存の居場所への意見も聞かれました。意見を踏まえた居場所づくりが必要です。

④保育サービス等の担い手の育成・確保

- 保育サービス等の現場では、人材不足が深刻です。子育て世代のニーズに応えるため、保育サービス等の担い手の育成・確保が必要です。

こども・若者の意見

こども・若者のオンライン意見箱より

こども・若者が意見を述べること、大人がこども・若者の意見を聞くことの大切さについての理解を広げるため、以下の取り組みを行いました。こども・若者から聴いた意見については、必ず読んで検討し、市の政策等に反映できるものは、反映していきます。



インタビュー調査より

児童館にあったらいいもの、できたらいいことは？

大きな声を出せる場所で叫びたい！
ドッジボール、卓球など、何かの大会や行事を増やしてほしい
お泊り会
動画やDVDなどを自由に見られる環境

どんな場所がほしい？ どんな場所で遊びたい？

夜まで居られる遊び場が欲しい
サッカー、バレー、野球、テニスなどボール遊びが思いっきりできる場所



こども計画の視点

①こども・若者の権利を尊重します

・こども・若者の権利を尊重し、こども・若者の最善の利益を図ることをめざして取り組みを推進します。

②切れ目のない子育て支援を充実します

・必要な支援が途切れることなく提供されるよう、切れ目のない子育て支援の充実を図ります。

③こども・若者の健全な成長を支援します

・すべてのこども・若者が、様々な学びや体験の機会を通じて自己肯定感を高め、幸せな状態で成長できるよう支援します。

④こども・若者・子育て当事者の視点を尊重します

・こども・若者が自らのことについて意見を形成して表明することを尊重します。

⑤若い世代の自立を支援します

・若い世代の生活の基盤の安定、それぞれの希望に応じた結婚や子育てへの支援を通じて、若い世代の自立を支援します。



市のこども・若者施策

基本
目標

1

こども・若者の立場に立った支援を推進します

基本施策

①こども・若者の権利を守る

- ・こども・若者が権利の主体であることを啓発します

②困難な状況を抱えるこども・若者を支える

- ・貧困、虐待、いじめ、不登校、障がい・医療的ケア、非行、ヤングケアラーなどの困難な状況にあるこども・若者を支援します



基本
目標

2

ライフステージに応じて切れ目なく支援します

基本施策

①安心して出産ができる環境を整備する

- ・妊娠・出産期から子育て期まで、個々に応じた切れ目のない支援を行います

②心と体の健やかな成長を支援する

- ・こどもが、大人との間に良好な関係を築き、安定した情緒と社会性を育むことができるよう支援します

③子どもの発達を支援する

- ・障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者が適切な支援を受け、安心して生活できるようにします



基本
目標

3

良好な生育環境を整備します

基本施策

①質の高い教育・保育を充実させる

- ・幼児教育から小学校への連続性のある質の高い教育の実現を目指します

②居場所づくりを推進する

- ・こども・若者が、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう支援します

③豊かな体験や活躍の場を充実させる

- ・こどもが、様々な学びや体験を通じて成長できるよう、様々な体験や活動の機会をつくります

基本
目標

4

身近な地域における助け合い・支え合いを推進します

基本施策

①地域社会における子育て支援活動を推進する

- ・こどもたちが地域社会で様々な経験をして成長できるよう支援します

②未就園の親子が集まる場を充実させる

- ・子育て支援センターなど、未就園の親子が集まれる場づくりを充実します

基本
目標

5

若い世代の生活基盤の安定を支援します

基本施策

①仕事と子育ての両立と経済基盤安定を支援する

- ・教育・保育実施体制、ニーズに応じた子育て支援サービスを充実します

②結婚・子育てを支援する

- ・結婚や子育てを望む若者を支援します



相談窓口のご紹介



【市の窓口】

周りの人に相談しづらいことは、この窓口を利用してみませんか？

市では、一つの相談窓口では解決が難しい「福祉」に関する困りごとを、各課・各支援機関が連携しながら、解決に向けて一緒に考える支援体制を推進しています。分野を問わずお話を伺います。あなたの周りに心配な人がいるときにも、相談してみてください。

子どものこと	東海市役所 こども課 家庭児童相談	☎ 052-689-1080
生活のこと	東海市役所 社会福祉課	☎ 052-613-7652 ☎ 0562-38-6275
健康のこと	東海市役所 健康推進課	☎ 052-689-1600

【その他の窓口】

東海市「ほっとプラザ」

☎ 0562-33-7321 【対応時間：火～土 9:30～18:15】

※LINEによる相談対応もしています →



愛知県24時間電話相談「子どもSOSほっとライン24」

☎ 0120-0-78310 (無料) 【対応時間：24時間】

あいちこころほっとライン365（こころの健康に関する相談）

☎ 052-951-2881 【対応時間：毎日 9:00～20:30】

児童相談所相談専用ダイヤル（近くの児童相談所につながります）

☎ 0120-189-783 (無料) 【対応時間：24時間】



東海市こども計画 概要版

東海市市民福祉部 こども課
〒476-8601 愛知県東海市中央町一丁目1番地
TEL 052-613-7656、0562-38-6280

第3次 東海市健康増進計画

〈概要版〉

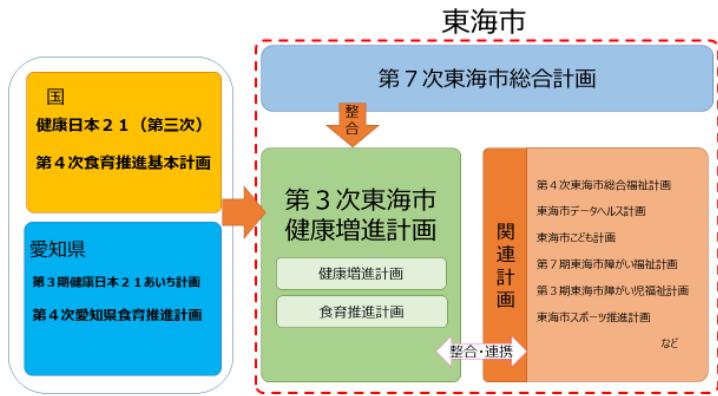
1 計画策定の趣旨

本市では、市民の健康づくりを推し進め、すべての市民が健康でいきいき元気に暮らせるよう「第2次東海市健康増進計画(いきいき元気推進プラン)」(以下「第2次計画」という。)を策定し、生きがいがあり健康なまち東海市の実現を目指してきました。

今後人生100年時代を迎える中、誰もがより元気で暮らしていくことができるよう、妊娠期から高齢期まで各世代のライフステージに応じた健康づくりの取り組みをさらに強化していくため、第2次計画が掲げる健康づくりの方向性を継承した「第3次東海市健康増進計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、健康増進法第8条第2項の規定に基づく市町村健康増進計画、食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画として策定し、市民の健康増進の総合的な推進を図るための方向性を定めるとともに、国や愛知県が策定した各計画の基本方針などを勘案しつつ、本市の上位計画である「東海市総合計画」の健康づくり分野の基本計画として位置づけ、他の関連計画との整合・連携を図ります。



3 計画の期間

本計画の期間は、国や愛知県の計画との整合性を図るため、令和7年度(2025年度)から令和17年度(2035年度)までの11年間とします。

4 計画の基本的な考え方

人生100年時代を迎え、生涯にわたって心身ともに健康で明るく元気に暮らしていくためには、市民一人ひとりが自分自身の健康状態に关心を持ち、健康づくりを日常的に実践すること、また、市民の健康づくりを地域社会全体が支えていく環境を整備することが重要です。

市民一人ひとりが健やかな体と豊かな心を育み、充実した人生を送れるよう、家族や友人、職場、学校、地域などの地域社会の人々が連携・協働して、妊娠期から高齢期までのそれぞれの世代のライフステージに応じた健康づくりの取り組みを推進するため、健康づくりの基本理念と基本目標を定め、3つの基本方針と5つの基本施策・施策の方向性を定めます。

基本理念	基本目標	基本方針	基本施策・施策 (実現のための方向性)
すべての人が生涯にわたり健康に暮らせるまち どうかい	健康寿命の延伸	1 健康づくりを支援する仕組みづくり	<p>基本施策1 健康の大切さ 自分の健康状態を知り、自分に合った健康行動(メンテナンス)ができる</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 定期的に健康状態を振り返ることができる人を増やす 2 健康的な生活習慣に取り組む人を増やす 3 口の健康を大切にしている人を増やす
		3 ライフコースアプローチ※を踏まえた健康づくり	<p>基本施策2 食生活 適量やバランスの取れた食事をおいしく食べられる</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 適量やバランスの良い食生活を送っている人を増やす 2 食の大切さへの理解を深め、心豊かな食生活を送っている人を増やす
		2 健康づくりを支える 環境づくり	<p>基本施策3 活動・休養 楽しみながら体を動かし、気持ちの良い休養がとれる</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 自分に合った身体活動をしている人を増やす 2 心と体の休養の大切さを理解している人を増やす
			<p>基本施策4 交流</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 人と人とのふれあいを大切にし、心地よくつながる環境をつくる
			<p>基本施策5 とりまく環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 誰もがすこやかに生活できる環境をつくる

※ ライフコースアプローチ：胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくりのこと

5 施策別の主な取り組み

基本施策1 健康の大切さ

施策1 定期的に健康状態を振り返ることができる人を増やす

目指す姿

生活習慣が長期にわたり健康に影響することを知り、健診・検診結果に关心を持つことができる人が増え、自分自身の健康状態を的確に把握している人が増えている

健康診査・がん検診に関する情報提供の充実

健康診査・がん検診が受けやすい環境づくりの推進

未受診者及び精密検査対象者の受診の促進

施策2 健康的な生活習慣に取り組む人を増やす

目指す姿

自分の生活習慣を振り返ることにより、生活習慣病などの要因となる生活行動を見直し、健康的な日常生活を送っている人が増えている

生活習慣の改善に関する個々に応じた情報提供の充実

飲酒や喫煙に関する情報提供の充実

施策3 口の健康を大切にしている人を増やす

目指す姿

○定期的な歯科健診の受診や正しい歯みがき、フッ化物洗口により、むし歯や歯周病を予防できる人が増えている
○生涯にわたり自分の歯で何でも食べられる楽しみを持つ人が増えている

むし歯予防に関する正しい知識・技術の普及啓発の推進

歯周病の予防や早期発見・早期治療対策の推進

口の機能の維持・改善に向けた情報提供などの充実

基本施策2 食生活

施策1 適量やバランスの良い食生活を送っている人を増やす

目指す姿

○自分の健康状態に合わせた食事の内容・適量やバランスの良い食生活を実践している人が増えている
○朝食・昼食・夕食の3食を欠かさず食べて心身ともに元気に活動している人が増えている

食の情報提供の場の充実

適量やバランスに配慮したメニューの開発・普及の推進

トマトを使った健康づくりの推進

施策2 食の大切さへの理解を深め、心豊かな食生活を送っている人を増やす

目指す姿

- 食育（食への感謝の気持ちを養う、食品の選び方やバランスの取り方を知る、地産地消など）に関心のある人が増えている
- 家族や仲間と楽しく食事をする人が増えている

食育に関する情報提供の充実

食育を推進する人材育成の充実

食育の学びの場の充実

基本施策3 活動・休養

施策1 自分に合った身体活動をしている人を増やす

目指す姿

- 運動だけでなく、家事や通勤など体を動かすことを日常生活の中に取り入れ、自分に合った身体活動をしている人が増えている

身体活動に関する情報提供の充実

体を動かす機会の情報提供の充実

体を動かす場の充実

施策2 心と体の休養の大切さを理解している人を増やす

目指す姿

- 心身の健康の維持のために適切に休養を取る大切さを知り、充分な休養感を得ている人が増えている

心と体の休養に関する情報提供などの充実

基本施策4 交流

施策1 人ととのふれあいを大切にし、心地よくつながる環境をつくる

目指す姿

- 心地よい距離感を保ちながら様々な形で人と交流し、人と人とのつながりを感じられている人が増えている

ふれあい・交流の場の拡充や担い手の育成

高齢者の社会参加の促進

基本施策5 とりまく環境

施策1 誰もがすこやかに生活できる環境をつくる

目指す姿

- 市や事業所、市民団体などが連携し、市民一人ひとりに合った健康づくりへつながる環境が整っている

自然に健康行動へ結びつく環境づくりの推進

事業所における健康経営の推進



令和7年度（2025年度）
東海市重層的支援体制整備事業実施計画

令和7年（2025年）3月
東海市



目次

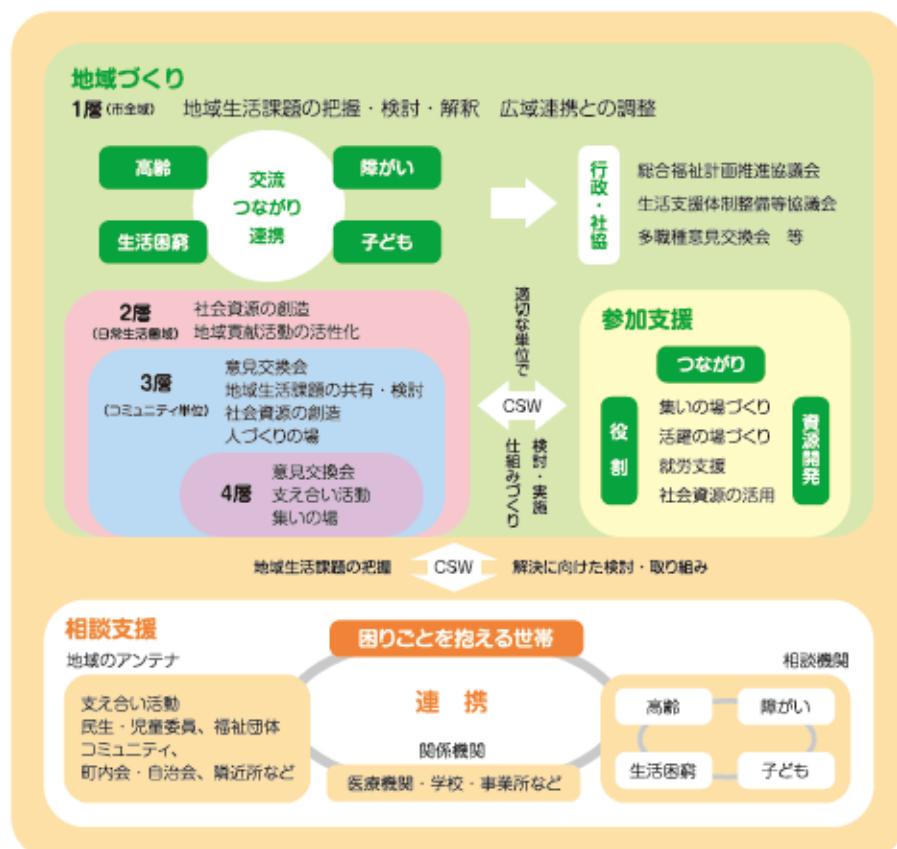
1	基本方針	1
(1)	基本的な考え方	1
(2)	基本理念	2
(3)	地域の捉え方	2
2	事業計画	3
(1)	包括的な相談支援事業	3
(2)	アウトリーチ事業	6
(3)	参加支援事業	7
(4)	地域づくり事業	8
(5)	多機関協働事業	11
3	本事業の推進体制	12
(1)	総合福祉計画推進協議会	12
(2)	総合福祉計画推進委員会	13
(3)	生活支援体制整備等協議会	13
(3)	重層プロジェクト	13
(4)	重層的支援会議	14
(5)	まるごと作戦会議（支援会議）	14
4	評価	14

1 基本方針

(1) 基本的な考え方

地域共生社会の理念に基づいて推進される包括的支援体制の構築に向けた基本的な考え方とは、福祉分野の最上位計画である第4次東海市総合福祉計画（以下、「総合福祉計画」という。）に定めています。この重層的支援体制整備事業実施計画（以下、「本計画」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下、「法」という。）第106条の4に規定されている重層的支援体制整備事業（以下、「本事業」という。）を適切に推進するために、法106条の5の規定に基づき策定したものです。全体の方向性は、総合福祉計画に定めていますが、本計画は年度計画として策定し、本事業の具体的な提供体制に関する事項について示し、取り組みを推進するものです。

支援の輪 0歳から100歳までの包括的支援体制



(2) 基本理念

「おもい つながり ささえあう」

総合福祉計画の理念である、「おもい つながり ささえあう」が実現できる地域を目指し、事業を推進していきます。

(3) 地域の捉え方

地域生活課題やニーズは多様化しており、その内容に応じて必要なエリアにより支援できるよう体制整備を進めます。

地域福祉圏域（地域の層）について



福祉圏域	活動など
広域 他市町連携・広域サービスなど	●他市町と連携し、公的サービスを提供 知多保健所、知多北部広域連合、知多福祉相談センター、 知多地域権利擁護支援センターなど
第1層 福祉サービス、介護保険など	●市全域を対象とした施策の企画・調整、公的サービスを提供 市役所、市社協、子育て支援センターなど
第2層 相談支援など	●専門職等の配置 高齢者相談支援センター、民生委員・児童委員など
第3層 地域活動、交流など	●地域活動の基盤 コミュニティ（シニアクラブ、子ども会、PTAなど）
第4層 見守り、居場所など	●身近な集いの場、見守り活動など 町内会・自治会、班、組、サロンなど

2 事業計画

本事業は、相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施し、市民が住み慣れた地域で安心して暮らすための事業です。本市では、それぞれの項目について、以下のように取り組みを進めます。

(1) 包括的な相談支援事業

本市における相談支援事業は、分野横断的な相談支援事業所等を新たに設置するのではなく、それぞれの法等で規定された既存の相談支援事業所はそのままに、連携を図りながら進めます（基本型）。

東海市における相談支援事業については、表のとおりです。本市では、本事業に係る相談支援機関のみでなく、8050問題やヤングケアラーの支援など、教育委員会や権利擁護支援センター等、関係機関との連携も密にしながら、一体的な相談支援体制の構築をしています。

なお、各分野の相談支援事業者同士の意見交換の場として、総合福祉計画に位置付けられている相談支援プロジェクトで共有し、必要に応じた検討を行います。

表 本市福祉分野における主な相談支援体制

社会福祉課	社会福祉協議会
	障がい者相談支援センター 荒尾事業所
	障がい者相談支援センター 横須賀事業所
高齢者支援課	高齢者相談支援センター
	高齢者相談支援センター（分室）
	在宅医療・介護連携サポートセンター
こども課	
こども家庭センター (こども課・健康推進課)	
子育て総合支援センター（こども課）	

ア 地域包括支援センター設置事業

担当課	高齢者支援課
事業内容	介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46に基づき、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、介護保険やその他の保健福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーなどの専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプラン作成などの様々な支援を行います。
主たる支援対象者	65歳以上の高齢者等
実施方式	委託（社会福祉法人 東海市社会福祉協議会）
圏域	市内5圏域
相談場所	東海市高齢者相談支援センター 東海市高齢者相談支援センター（分室）
人員配置	主任介護支援専門員3名、保健師1名、社会福祉士5名、看護師3名、介護支援専門員5名

イ 障がい者・障がい児相談支援事業

担当課	社会福祉課（者）／こども課（児）
事業内容	障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第2条に基づき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等、必要な支援を行うとともに、対象者に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の対象者の権利擁護のために必要な援助を行います。
主たる支援対象者	障がい児、障がい者、難病患者やその家族及び介護を行う者
実施方式	一部委託（社会福祉法人さつき福祉会、株式会社波音）
相談場所	荒尾事業所（荒尾町）、横須賀事業所（養父町）
人員配置	（荒尾事業所） ・コーディネーター1名、専門職員（社会福祉士、精神保健福祉士等）を2名以上配置 （横須賀事業所） ・専門職員（社会福祉士、精神保健福祉士等）を7名以上配置

ウ 利用者支援事業

担当課	こども課／健康推進課
事業内容	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に基づき、子ども及びその保護者等が、教育・保育・保健その他母子保健事業及び子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。 【基本型】 (1) 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行います。

	<p>(2) 地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行います。</p> <p>(3) 出張相談支援として、児童館に出向き、子育てに関する全般的な相談や子育てサービスに関する情報提供をします。</p> <p>(4) 子育て支援センター事業の中で、子育てに関する全般的な相談、利用支援等を行います。</p> <p>【こども家庭センター型】</p> <p>母子保健機能と児童福祉機能を一体的な組織として運営し、子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、両機能の連携・協働を深め、個々の家庭に応じて、切れ目なく漏れなく対応をします。</p> <p>(1) 妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進に関する包括的な支援を行います。</p> <p>(2) こどもとその家庭（妊産婦を含む）に対して、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。</p> <p>(3) 「家庭支援事業」を中心とする必要なサービスや地域資源を有機的に組み合わせ、「サポートプラン」として必要な内容を組み立てます。</p>
主たる支援対象者	妊産婦及び、子育て家庭の親とその子ども
実施方式	直営 【基本型】子育て総合支援センター 【こども家庭センター型】こども課／健康推進課
相談場所	【基本型】市内1か所（子育て総合支援センター） 【こども家庭センター型】市内2か所（庁舎こども課／しあわせ村健康推進課）
人員配置	【基本型】 保育士3名（専任1名、兼務2名） 【こども家庭センター型】 こども課（統括支援員1名、子ども家庭支援員3名、虐待対応専門員3名、心理担当支援員1名） 健康推進課（保健師2名、助産師1名）

エ 生活困窮者自立相談支援事業

担当課	社会福祉課
事業内容	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して個々人の状態にあったプランを作成し、必要なサービス提供につなげます。また、関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援を行うことや、関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発に取り組みます。
主たる支援対象者	生活困窮者を中心とした社会的に孤立する者等
実施方式	直営
相談場所	1か所（社会福祉課内に設置）
人員配置	主任相談員 1名 相談員 4名（就労支援員等を兼ねる）

(2) アウトリーチ事業

主にひきこもりなどにより、支援につながることに拒否的な人や、必要な支援が届いていない人に支援を届け、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行い、必要な支援を届けます。

なお、アウトリーチによる支援は、包括的相談支援事業者も実施していますが、ここでは主としてアウトリーチを実施している事業を紹介します。

担当課	社会福祉課
事業内容	ひきこもりのご本人やその家族が抱える複合的な問題について相談を受け付け、必要な情報や助言を提供するとともに、他者と関わることや、自分自身の将来に対して前向きに考え、行動できるよう、極め細やかな相談を実施します。 また、アウトリーチの実施については、相談のために来所したひきこもりの方だけではなく、高齢者相談支援センターや学校等関係の各支援機関の情報提供により把握したひきこもりの方に対してもアウトリーチにより迅速に対応し、他機関と連携して以下の事項を実施します。 1 ひきこもり全般に関する相談（電話相談及びメール等も含む） 2 相談（アウトリーチ含む） 3 ひきこもり支援プログラムの実施
活動の対象	ひきこもりのご本人やその家族
実施方式	委託（特定非営利活動法人才レンジの会）
活動場所等	市内全域
人員配置	5人（兼務）

(3) 参加支援事業

参加支援は、複雑化・複合化しているような既存の制度では支援が困難な事例について、相談支援で把握し、対応する方の、ニーズを把握し地域の活動等に繋げ定着していくよう、生活支援コーディネーターや、各分野の専門的な相談機関と連携し、社会的孤立防止への取り組みを行います。

また、コミュニティソーシャルワーカー（以下、「CSW」という。）を設置することで、地域からの相談にも迅速に対応できる体制を構築していきます。

また、東海へいしゅうくんネット（ICT）を活用し、社会資源の把握が安易にできるよう、整備を進めていきます。

担当課	社会福祉課
事業内容	地域における見守り、支援が必要な方の発見、つなぎ機能を強化し、地域の様々な福祉課題を行政、専門職及び地域住民の協力により、解決に導く力の向上を図ります。
活動の対象	地域に住むすべての方
実施方式	委託（社会福祉法人東海市社会福祉協議会）
活動場所等	主にモデルとして緑陽及び富木島ふれあいコミュニティエリア内
人員配置	コミュニティソーシャルワーカー：2名

(4) 地域づくり事業

本市における地域づくりは、既存の地域づくり関係の事業の取り組みを活かしつつ、コミュニティを中心とした地域運営体制のあり方の内容とも連携を図りながら、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことを目的としています。

総合福祉計画に位置付けられている地域づくりプロジェクトにおいて、地域の実情に合わせて、生活支援コーディネーターが中心となり、担い手の育成や社会資源の開発を進めるとともに、担当者が地域に出向き、第3層のコミュニティ単位や第4層の町内会自治会等のエリアを中心に、お互いに支えあえる地域づくりを、地域住民とともに取り組みます。また、CSWとも連携しながら、地域づくりを推進していきます。

ア 生活支援体制整備事業

担当課	社会福祉課
事業内容	包括的支援体制の構築を推進するため、生活支援等の基盤整備をする生活支援コーディネーターの設置及び、就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と、就労的活動の取り組みを実施したい事業者等とをマッチングし、役割を持った社会参加を促進するため、就労的活動支援コーディネーターを社会福祉協議会に設置します。また、東海市生活支援体制整備等協議会を設置し、定期的な情報共有、連携強化の場となるネットワークを構築します。
支援対象者	高齢者を中心に、地域に住むすべての方
実施方式	委託（社会福祉法人東海市社会福祉協議会）
活動場所等	市内全域
人員配置	第1層の担当コーディネーター：1名 第2層の担当コーディネーター：6名 就労的活動支援コーディネーター：2名

イ 地域介護予防活動支援事業

担当課	健康推進課
事業内容	<p>年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、ともに参加できる介護予防活動の地域展開を目指して、地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援や新たな社会参加の促進を目的に地域活動の人材育成のため、以下の事業を行います。</p> <p>1 脳トレいきいき百歳体操サポーターの養成</p> <p>2 専門職の派遣</p> <p>地域の通いの場等に専門職を派遣し、通いの場の活性化を図ります。(保健師、栄養士、歯科衛生士、理学療法士等)</p> <p>3 脳トレいきいき百歳応援事業</p> <p>高齢になっても介護保険サービスに頼らず生活を維持できるよう、高齢者がアクセスしやすい場所に体操グループを数多く育成します。また体操グループの活動支援を行うサポーターを派遣します。</p>
活動の対象	65歳以上の高齢者及びその支援のために活動に関わるもの
実施方式	直営
活動場所等	市内全域
人員配置	保健師5名(兼務)

ウ 地域活動支援センター設置事業

担当課	社会福祉課
事業内容	障害者総合支援法第77条に基づき、障がい者の自立と社会参加の促進に向けて、障がい者等の通いによる、創意的活動等の機会を設けます。また、地域福祉の推進のため、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化に向けた取り組みを行います。
活動の対象	障がい児、障がい者、難病患者等
実施方式	委託(株式会社波音)
活動場所等	市内1か所(高横須賀町)
人員配置	4名

エ 地域子育て支援拠点事業

担当課	こども課、子育て支援センター
事業内容	<p>地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とし、以下の事業を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 2 子育て等に関する相談、援助の実施 3 地域の子育て関連情報の提供 4 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 5 その他（親子発達支援事業など） <p>※ 児童館は1～3のみ</p>
活動の対象	小学校就学前の児童及び保護者
実施方式	直営
活動場所等	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター市内3か所 子育て総合支援センター（大田町）、北部子育て支援センター（名和町）南部子育て支援センター（加木屋町） ・児童館市内13か所
人員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター 保育士6名（総合）、保育士各4名（北部・南部） ・児童館 児童厚生員各2名

オ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

担当課	社会福祉課
事業内容	地域の福祉ニーズを踏まえた地域サービスの創出・推進を図るため、総合福祉計画に位置付けられているプロジェクトを通じ、多機関で話し合う場を設け、地域におけるインフォーマル活動のための活性化を図るため、関係者で検討をします。
活動の対象	市民
実施方式	補助（社会福祉法人東海市社会福祉協議会）
活動場所等	市内全域
人員配置	1名（兼務）

(5) 多機関協働事業

多機関協働事業は、本事業に関係者の連携を円滑にするなど、既存の相談支援機関をサポートし、本市における包括的な相談支援体制を構築することに加え、本人の社会参加に向け、単独の支援機関では対応が難しい事例の調整役を担い、各機関の役割分担や支援の方向性の検討を行います。

また、重層的支援会議も活用しながら、相談支援・参加支援・地域づくりに向けて一体的に支援を行うよう、働きかけをしていきます。

令和7年度も、昨年度に引き続き相談支援機関のスキルアップのための研修を行い、包括的な相談支援体制が構築できるよう人材育成を行います。

分野横断的な体制づくりのために、高齢、障がい等の分野や、相談支援、地域づくりという枠を超えて、地域のなかでともにつながっていくことができる体制づくりを、共通のマークを活用しながら推進していきます。

担当課	社会福祉課
事業内容	ご本人・世帯を支援するため、必要に応じて関係機関等を招集し、適切な役割分担を行いながら地域で安心して暮らせる体制づくりを行います。
実施方式	直営
活動場所等	市内全域
人員配置	社会福祉士2名、保健師1名、社会福祉主事2名
その他の	相談員を対象とした研修会を実施 分野横断的に相談を受け止める体制整備をするために作成した共通のマークの啓発



このマークは、福祉に関する困りごとについて、分野を問わず相談を受け止め、必要に応じ適切な支援機関につなぐ人や事業者の目印として作成したシンボルマークです。相談支援事業所や地域の方が一緒になって、気軽に相談しやすい環境を整えていきます。

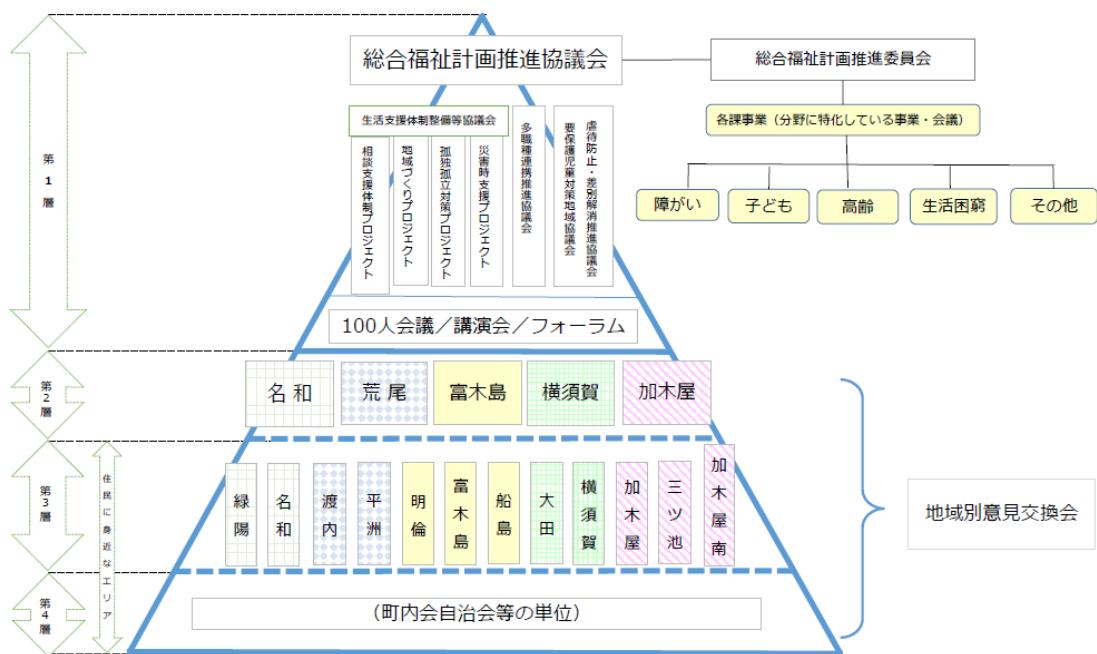
3 本事業の推進体制

本計画は、年度毎に実施状況を確認した上で、施策の充実や見直しについて協議を行い、円滑な事業実施に努めます。

障がい、子ども、高齢、生活困窮など、分野ごとの事業は各課で実施し、総合福祉計画推進委員会の中で各事業の推進状況等を確認、見直しなどの協議を行いますが、分野を超えた施策については、総合福祉計画推進協議会で評価を行います。

なお、重層的支援体制整備事業における庁内連携会議については、課長級の会議を総合福祉計画推進委員会で行うほか、担当者同士の情報交換等については重層プロジェクトとして、相談支援体制プロジェクトや地域づくりプロジェクトで行い、相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に推進します。

事業推進組織体系イメージ図



(1) 総合福祉計画推進協議会

目的	総合福祉計画の策定及びその推進に関する重要事項について調査審議するために設置しているもので、計画の進行管理を行います。
構成	学識経験者、社会福祉団体を代表者、児童福祉関係団体代表者、保健医療関係代表者、社会教育関係団体代表者、町内会、自治会等の代表者、市民 等
内容	総合福祉計画の進捗管理を行い、分野横断的に取り組むべき事項や見直し等を含め、福祉施策の提言に向けた協議などを行います。
実施回数	年2回（8月、3月）
担当課	社会福祉課

(2) 総合福祉計画推進委員会

目的	総合福祉計画について、具体的施策の調査検討、連絡調整及び進行管理を行います。包括的支援体制の構築を目指すため府内等の連携体制を図り、体制整備を推進します。
構成	市民福祉部長を委員長とし、関係課長職を中心に、包括的支援体制を構築するため必要な担当課の課長職にあたる者。必要に応じ、社会福祉協議会等も参画して協議を行います。
内容	各分野における事業の推進状況等の情報共有や評価を行い、実施方法等の見直しも含め、各種事業や府内連携による推進の検討、協議を行います。
実施回数	年2回（7月、2月）
担当課	社会福祉課

(3) 生活支援体制整備等協議会

目的	地域資源や地域生活課題を共有し地域づくりや政策形成に結び付け、自立した日常生活の支援に係る体制を整備します。また、孤独・孤立対策地域協議会の機能も兼ねます。
構成	学識経験者、各相談支援事業者、コミュニティソーシャルワーカー、就労的活動支援コーディネーター、サービス事業者、地域住民等
内容	各プロジェクトの取り組み状況、地域生活課題や社会資源の共有を行い、課題解決に向け日常生活支援の促進に係る取り組みの検討、協議を行います。
実施回数	年3回（6月、10月、2月）
担当課	社会福祉課

(4) 重層プロジェクト

目的	総合福祉計画における重点プロジェクトの相談支援体制プロジェクトおよび地域づくりプロジェクトについて、一体的に検討する場として設置します。府内連携会議の担当者会議として行います。
構成	関係各課、機関の担当者
内容	まるごと作戦会議の件数報告や、各分野が輪番制で、検討項目を設定し、検討を進めます。また、12コミュニティの活動状況報告などをを行い、参加支援や地域生活課題の解決に向けた検討を行います。
実施回数	年6回（隔月）
担当課	社会福祉課

(5) 重層的支援会議

目的	重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるために開催します。
構成	その事例に応じて必要な担当課・関係機関
内容	プランの適切性の協議、終結時等の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討を行います。
実施回数	年必要に応じて隨時で実施します
担当課	社会福祉課

(6) まるごと作戦会議（支援会議）

目的	守秘義務をかけ、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行います
構成	関係各課、機関の担当者
内容	潜在的な課題を抱える人の情報共有、支援方法の検討、役割分担、モニタリング及び終結についての検討、決定を行います
実施回数	隨時開催
担当課	社会福祉課、こども課、健康推進課、高齢者支援課

4 評価

本事業については、それぞれ実施する個別の事業について毎年度見直しを行い、事業の推進方法について協議を行い、円滑な事業実施に努めます。

計画の評価については、P D C Aサイクルによる、計画の推進・点検・評価を行います。そして、総合福祉計画推進委員会や生活支援体制整備等協議会において、定期的な情報交換・共有を行います。

また、市と市民や地域・団体などが同じ認識を持ち、計画を推進できるよう、地域ケア会議等を通じ、積極的に情報を提供していきます。



重点項目	包括的な相談支援体制の構築	
	推進項目	・包括的に世帯全体を受け止める相談支援体制を整備します(1-1) ・妊娠期から子どもと家庭への相談支援を充実させます(7-1)
5年後の目標	<ul style="list-style-type: none">定期的に身近に相談できる場所が増えることでみんなが気軽に相談できる分野を問わず対応できる体制ができる	
1年目の目標	<ul style="list-style-type: none">試行的に出張相談会(社会資源を活用しモデル地区で実施予定)を行い、利用者からのニーズを把握する。研修会等を活用し、相談員の資質向上を図る。(5年間継続する。)	
進捗状況	<p>実施日:5/10、7/12、9/13、11/1、1/17、3/14(予定) 計6回</p> <p>事例検討を隔回で行い、分野横断的な視点を養えるように働きかけた。事例検討をしない回では、体制づくり(仕組みづくり)について検討。今年度は「身近に何でも相談できる場所」について検討した。試行的に出張相談会を開催することとし、12月12日(木)と12月19日(木)に大池健康交流の家と緑陽コミュニティセンターの2か所で出張相談会を開催した。大池健康交流の家では、3人の利用があり、高齢分野での相談内容となった。緑陽コミュニティセンターでは、利用者ではなく、周知方法等にも課題が見られた。第5回からは、出張相談会を開催し、見えてきたニーズや課題の洗い出しを行い、より良い「身近に何でも相談できる場所」について検討を進めていく予定としている。</p>	
評価・分析	<p>事例検討では、他分野と連携の大切さを再確認し、解決できない事例でも一緒に考えることで担当者が心強さを感じることができたが、必要に応じてスーパーバイジョン受けることができるよう整備していく必要を感じた。ふくしの出張相談会では、地域によって考えた方が異なることを再認識することができたが、周知方法についても地域によって違いがあり、地域に合わせた周知方法の検討が必要であると感じた。</p>	
2年目の目標	<p>把握したニーズや実施する上での課題を深掘りし、出張相談会を定期的に開催していくのか、開催場所を変えて開催してみるのか、相談会といった形ではなく、必要に応じて出張する形にしていくのか、その周知をどのように行うかなど、より効果的な形を検討していく。また、ふくしのマークを有効的に活用できるよう周知活動やマークを持つ方の理解を深めてもらえる活動についても検討していく。事例検討も引き続き実施する。(重層プロジェクトとして年6回実施予定)</p>	



ふくし の出張相談会を開催しました！

TOKAI Consult anything about well-being

	地域性	施設利用者数	周知方法
大池健康交流の家 	<ul style="list-style-type: none">個別相談スペースのほかに、座談会のように話ができるスペースが欲しいとの意見があり、座談スペースを設けた。加木屋南地区は大同特殊鋼や日本製鐵の関係者の方が多く、県外から移り住んだ人も多いことから、困りごと等を地域内で共有し、解決していくこうといった雰囲気が感じられることがあった。良い意味で、他の家庭に干渉しない人が多いとのことであった。	<ul style="list-style-type: none">大池健康交流の家は、午前中の利用者が多いことから、午前中の時間帯での開催をお願いされた。実際に、出張相談会をした時間（9：30～12：00）には、相談の有無にかかわらず施設を利用する方が多く見えた。	<ul style="list-style-type: none">地域支えあい団体の活動が活発であり、課題を抱える方たちの把握はきちんとされていて、今回の出張相談会についても地域の方々への周知も御協力いただけた。大池健康交流の家での出張相談会は、回数を重ねていけば、さらに多くの方に知りわたり、多くの方に参加いただけると思うとの事であった。
緑陽コミュニティセンター 	<ul style="list-style-type: none">個人情報の面を非常に気にされていたため、個別相談スペースのみを設けた昔からこの地区に住んでいる方が非常に多く、良くも悪くも地域の人のことをよく知っており、コミセンのような公共施設で相談すると、自身の家庭に福祉的課題があることが、周りに伝わってしまうのではないかと懸念されているようを感じることであった。	<ul style="list-style-type: none">緑陽コミュニティセンターは日中の利用者がそもそも少ないと聞いていた。出張相談会をした時間（13：30～16：00）も緑陽コミュニティセンターの利用者は0人であった。	<ul style="list-style-type: none">周知は、地域の協力のもとお願いしたいところではあったが、地域支えあい団体の有無が大きく結果に比例した。一部の町内会・自治会では、過去に東海豪雨で浸水した経験から定期的な高齢者宅への訪問等を実施しており、高齢者等の状況把握をしている背景があると伺った。周知の際に町内会等へ依頼をすると良いかもしれません。



地域づくりプロジェクト

重点項目	多様な主体が参加できる地域づくり
	<p>推進項目</p> <ul style="list-style-type: none">・コミュニティの中で見守り支え合う体制を整備します(2-1)・子どもの成長と家庭を見守り支え合う人を増やします(7-3)
5年後の目標	・人が元気になる場(ほっとできる・仲間づくりができる・活躍できる居場所)が市内にたくさんあって、必要としている人と場をつなぐことができる地域(選べること、つなぎ直せることが大切)
1年目の目標	・どんな居場所が地域にあって、今困っている人を今ある居場所で解決できないか考えてみる。 ・相談を受けた人が様々なつなぎ先(人・場)を知っていることが大切。
進捗状況	<p>実施日:5/10、7/12、9/13、11/1、1/17、3/14(予定) 計6回</p> <p>「人と人がつながる場所」を「居場所」とし、初年度は「居場所づくり」を大きなテーマに、毎回グループワークでどのように居場所づくりを進めていくか検討を重ねてきた。居場所をつくる際に様々な世代の声を取り入れる方法や個別課題から見る居場所づくり等について話し合う中で、気軽に相談し合える関係性がメンバーの間で築けてきている。後半では、コミュニティを中心とした地域運営体制のモデル地区でもある富木島に地区を絞り、地域と一緒にできうことや、個別ニーズに対する取り組みについて検討している。それぞれの分野で持っている資源やニーズを集めることで、生活支援コーディネーターが地域で動く際の原動力になるだけでなく、相談員同士の地域に関する情報共有の場になっていて、日常業務においてもつなぐ先が増える等、支援の幅が広がりつつある。</p>
評価・分析	1年目はいろんな人とつながりを作るために、出席するメンバーを固定化せず、毎回異なるメンバーで話し合ってきた。また、様々な視点から居場所について議論を重ね、「つなぐ・つながる」重要性を共有した。次年度以降は、実際に地域に出て居場所づくりができるよう、継続的な議論を行う。
2年目の目標	富木島地区の地域の声や相談支援からのニーズを丁寧に拾いながら、生活支援コーディネーター等を中心にニーズに合わせて地域の居場所(つながり)を作れないか検討していく。PDCAを行いながら、地域に合わせた居場所づくりを進めていく。(重層プロジェクトとして年6回実施予定)



地域づくりプロジェクト（資料）

START

地域づくりって何から始めたらいいんだろう…

人と人がつながる
場所＝「居場所」
をテーマにしよう！

どんな居場所が地域にあったらいいと思う？

- ・人が元気になる居場所（ほっとできる場所・仲間づくりができる場所・活躍できる場所）が市内にたくさんあったらいいな

居場所をつくる時、どうやって声を取り入れて作る？

- ・相談から入る個別ニーズを丁寧に聞き取りすることが大切
- ・ニーズが形を変えて、苦情として発信されていることもある

「不登校cafe」ってどんなとこ？

- ・知り合いに会いたくないから、近くの居場所は利用しない傾向にある
- ・不登校の子どもにとって必要なのは継続的な支援（人・場所）
- ・今の学校には気軽に相談に乗ってもらえる人や場所がない

どうやったら早い段階で
子どものSOSを拾って
あげれるんだろう…

SOSを拾ってあげな
いといけない人って
子どもだけじゃない
のかも…

もっといろんな
人と一緒に
考えよう！

5年後

GOAL

必要な時の人や場所
とつながることが
できる地域

困りごとを抱えた人（個別ニーズ）
の居場所を地域にどうやって作る？

- ・個別性の高いニーズに対応するためには、まずは継続的な支援が必要
- ・支援者同士が広くつながることが重要

個別性の高いニーズは、
相談支援から丁寧に
つなぐしか方法はない
のではないか…

実際の現場を
見てみよう！

支援者が意外と地域
を知らない…

富木島地区の若者の居場所を作る
時のいいアイデアはない？

- ・「場所」よりも子どもの「やりたいこと」を引き出してあげることが大切
- ・とまと食堂の「不登校cafe」って知ってる？

具体的な地域生
活課題について
考えてみよう！

でも、「わくわく」
だけでは救えない人
たちもいるんじゃない
か…

地域（富木島地区）の取組みの中で
一緒に各分野でできることは？

- ・「わくわく」することができないと人は集まらない
- ・「タッチポイント（地域の人が大切にしていること）」を使ってつながる

一旦地域に目を
向けてみよう！

地域は富木島
にしよう！



孤独孤立対策プロジェクト

重点項目	若者支援を中心とした孤独・孤立対策	
	推進項目	<ul style="list-style-type: none">・社会的孤立を防ぐため社会とつながることができるよう支援します(4-1)・子ども・若者の自立に向けた支援を充実させます(8-3)
5年後の目標	<ul style="list-style-type: none">・孤独孤立を感じた時に、誰かとつながっていると感じられるようになる(一人ではないと感じられる形)	
1年目の目標	<ul style="list-style-type: none">・どのような形で、子ども・若者がつながりたいのかを検討する。(ほっとプラザ利用者インタビュー等)・義務教育終了後に途切れない体制を検討する。	
進捗状況	実施日:6/10、9/13、2/20 計3回	
	<p>第1回では、「孤独」「孤立」の言葉の意味の共通認識ができるよう、事例を基に共有した。また、孤独孤立となるタイミングや、何故起こるのか、どのような対策があると良いのかを検討し、義務教育終了後から相談先がわからずに、つながりにくくなると意見があり、若者を中心とした対策を検討していくこととなる。</p> <p>第2回では、若者の意見を取り入れる方法を検討し、展開の一歩目としてひきこもり支援センター「ほっとプラザ」でインタビューを行うこととし、インタビュー項目を検討を行い、11月27日から12月27日まで調査を実施した。</p> <p>第3回では、インタビュー調査の結果を踏まえ、利用者の希望する個別メニューへのつなぎ方や、若者支援を中心とした予防を行うためには福祉と教育の連携が必要であると共有し、どのような関係者で話し合う必要があるか検討した。</p>	
評価・分析	インタビュー調査を行い、ひきこもり状態から既につながった方が求めるものとして、既存の居場所の活用のための基礎資料を得ることができた。次年度以降、孤独孤立状態が悪化してからの課題解決ではない、若者支援を中心とした予防方法を検討していくため、教育との連携についての必要性を共有したため、福祉分野を越えた土台づくりを進めていく必要がある。	
2年目の目標	インタビュー調査の結果を踏まえ、居場所のあり方を検討していく。また、若者支援を中心とした対策を進めていくため、福祉と教育が共にライフステージの課題等を検討する場を設け、その結果を経て義務教育段階からの孤独・孤立の予防方法を検討する。(年4回実施予定)	



孤独孤立対策プロジェクト（資料）

ほっとプラザへのインタビュー調査

*一部抜粋

(1) 対象者数（性別×年齢区分）

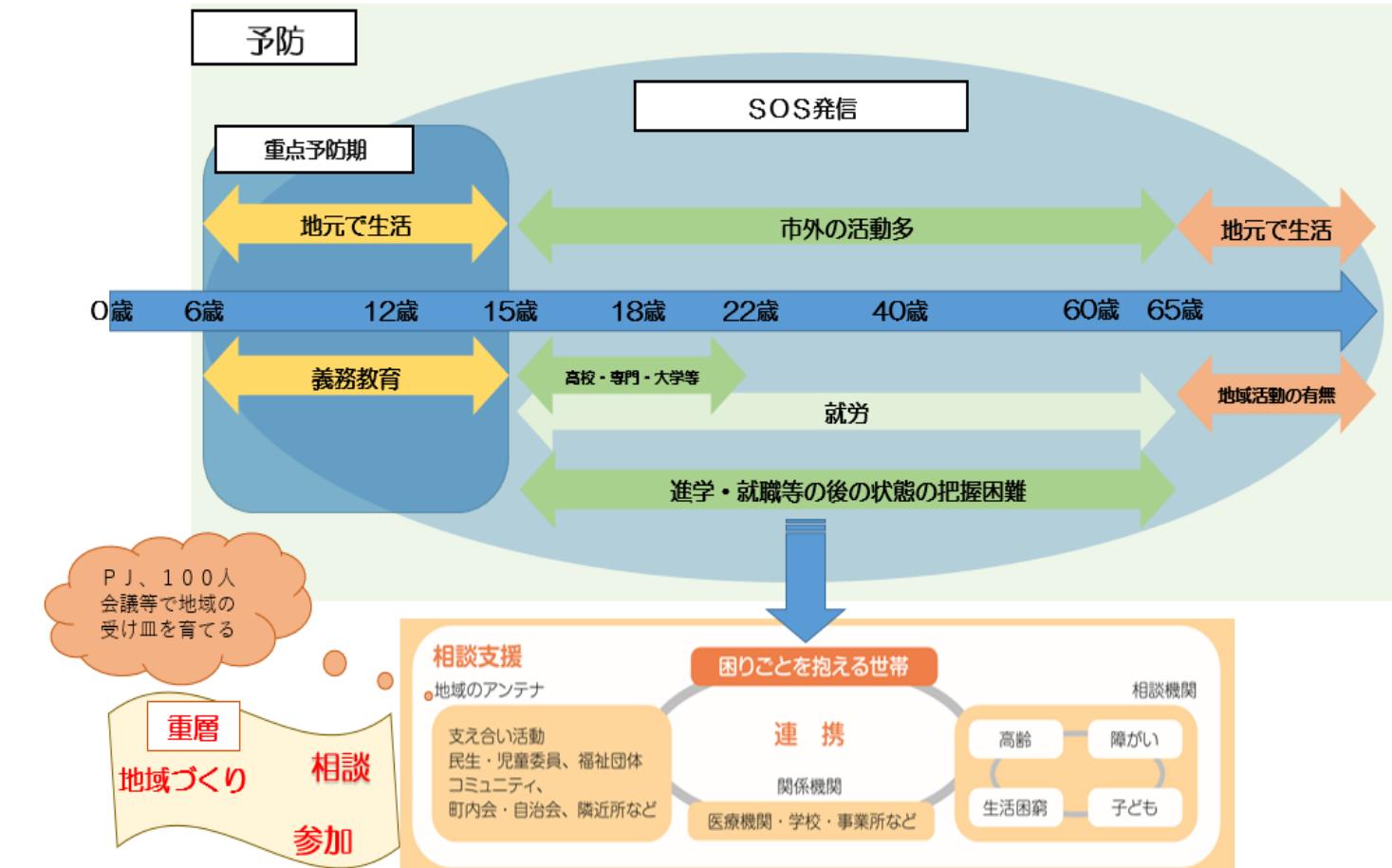
	15~19歳	20~29歳	30~39歳	計
男性	6	2	5	13
女性	5	7	3	15
計	11	9	8	28

(7) 居場所でやりたいこと×（性別＋年齢区分）

居場所でやりたいこととして、「おしゃべり」、「ボランティア」、「屋外体験」等、一人ではできない他者との関わりが必要になるものが上位となっています。
 (4)きもち×得意・興味がある・好きなこと（項目別）では、「没頭」、「鑑賞」といった個人でできるものの回答が多くなっており、(5)きもち×不得意なこと（項目別）では、「交流」が最も多くなっていますが、ほっとプラザにつながった方は、不得意ながらも他者とのつながりを求めていることがうかがえます。

	勉強	ボランティア	ゲーム	読書	おしゃべり	料理	仕事	屋外体験	個室	何もしない	その他
男性	3	4	7	5	6	2	4	4	0	0	1
15~19歳	2	2	4	2	4	1	1	3	0	0	1
20~29歳	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
30~39歳	1	2	2	2	2	1	2	1	0	0	0
女性	3	7	7	2	9	3	5	6	1	0	2
15~19歳	2	2	3	1	2	0	1	3	0	0	0
20~29歳	1	4	2	1	5	2	2	2	0	0	1
30~39歳	0	1	2	0	2	1	2	1	1	0	1
計	6	11	14	7	15	5	9	10	1	0	3
* / 28	21%	39%	50%	25%	54%	18%	32%	36%	4%	0%	11%

孤独孤立の予防及び発信のイメージ





災害時支援プロジェクト

重点項目	災害に備えた福祉の体制づくり
	推進項目 ・災害や緊急時に支援・配慮が必要な人が安心できる体制を整備します(6-3)
5年後の目標	・災害や緊急時に誰もが安全に避難することができ、安心して避難生活を送ることができる体制が整っている。
1年目の目標	・ガイドラインや先進地のマニュアルなどを参考に東海市における対応について整理し、見えてきた課題を整理する。
進捗状況	<p>実施日:6/11、10/8、12/24、2/14 計4回</p> <p>第1回、第2回では、全国の先進的な自治体が策定しているガイドラインなどを参考に、災害時において起こりうる様々な課題などの共有を行った。そして、今後の検討を進めていくに当たり、災害発生時からを「初動期」、「応急期」、「復旧・復興期」のフェーズに分類し、それぞれの課題の抽出を行いつつ、その解決策などを出し合いながら、全体像の把握を行った。また、課題解決に向けて必要な要素を「人」「物」「金」「情報」に分類し、優先すべき課題を検討した。</p> <p>第3回では、災害発生後すぐに起こりうる課題であり、要配慮者対策は生命の危機に直結する喫緊の課題であることから、本プロジェクトでは「要配慮者の安否確認と避難方法」をテーマとして先行して検討していくこととした。</p> <p>第4回には、本プロジェクトのアドバイザーである日本福祉大学菊池講師をお招きし、助言をいただきながら、本テーマに関する課題の洗い出しを共有しつつ、来年度からの検討をスムーズに行えるようメンバー間での目線合わせを行った。</p>
評価・分析	先進的なマニュアルや、愛知県が策定しているガイドラインなどを基に災害時に起こりうる課題を知ることができた。そして、災害時における課題の多さを知り、また、本市の災害に対する対策がどのような状況なのかを共有することができた。
2年目の目標	1年目(令和6年度)において検討する「要配慮者の安否確認と避難方法」から見えてくる他の緊急期の課題整理を行いつつ、応急対応期、復旧・復興対策期のフェーズでの課題抽出及び対応の整理を行う。(年6回実施予定)



災害時支援プロジェクト（資料）

課題整理

緊急度
高

平時からの
支援体制の構築

自立支援協議会

医ケア

要配慮者
障がい
高齢
子ども等

安否確認・避難方法

- 誰が確認⇒確認後の情報共有
- 個別支援計画の実効性が乏しい
- 呼吸器患者は電源の確保が必須

多職種連携推進会議

安否確認・
在宅支援

救護所

(福祉) 避難所

費用・生活再建

防災対策の啓発

避難訓練

- 実効性
- 住民の参加率

個別支援計画作成補助・
訓練など

- ボランティアセンター
- 医療機関
- 福祉事業所

備蓄品

- 数量の確保
- ニーズの調査
- 要配慮者必需品

災害
発生

緊急度
低

初動期

応急期

復旧・復興期

次年度の開催予定について

月	各種協議会						講演会・研修会等						プロジェクト				
	総合福祉計画推進協議会	総合福祉計画推進委員会	生活支援体制整備等協議会	障害者等虐待防止・差別解消推進協議会	要保護児童対策地域協議会	多職種連携推進協議会	社会福祉法人連携協議会	100人会議	ひきこもり支援講演会	障がい者等虐待防止差別解消啓発研修会	市民向け講演会	認知症フォーラム	発達支援事業研修会	相談支援	地域づくり	孤独孤立対策	災害時支援
4月							○										
5月							○								16（金）	○	○
6月			17（火）				○										
7月		○		○										日程調整中	18（金）		○
8月	8（金）															○	
9月											7（日）				12（金）		○
10月			7（火）						○								
11月							訓練			○					7（金）	○	○
12月									○								
1月							○								23（金）		○
2月		○	3（火）	○	○			○								○	
3月	9（月）														13（金）		○